

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年3月5日認可した。

平成24年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西大谷中池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居大池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）福乗寺池1号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）福乗寺池2号地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居大池5号地区